

市内採石場内に搬入されたレンガに係る放射線量等に係る
関係法令上の規制についての確認結果について

令和 6 年 12 月 25 日
笠間市環境政策課

市内の採石場内にレンガが搬入され、放射性物質の可能性が疑われた事案について、12 月 11 日（水）に、放射線量率や放射能濃度等の正確な測定を実施したところですが、その測定結果を、県から国（原子力規制庁・環境省）に提供し、関係法令に基づく規制対象にあたるかどうかの評価を依頼しました。

今般国（原子力規制庁・環境省）から下記のとおり「当該レンガは、関係法令に基づく規制対象にはあたらない」との回答がありましたので、お知らせいたします。

記

（１）原子力規制庁

今回の測定結果によると、Cs-134 及び Cs-137 を検出しているが、原子力規制庁が所管する以下の法律において、適用対象外。

- ・原子炉等規制法
- ・放射性同位元素等規制法

（注）Cs-＝セシウム

（２）環境省

今回の測定結果によると、検出された放射能濃度から、環境省が所管する放射性物質汚染対処特措法における規制対象にはあたらない。

（注）放射性物質汚染対処特措法における規制とは

- ・物体から検出された Cs-134 と Cs-137 の放射能濃度の和が 8,000Bq/kg 以上の場合、規制対象。
- ・今回の測定結果は、Cs-134 (4.45Bq/kg) + Cs-137 (337Bq/kg) = 341.45Bq/kg であったため、規制対象外。

（注）Bq＝ベクレル